平成２１年（フ）第２２５号
富山県南砺市坪野1748番地15
破産者　有限会社ＡＰＰＥＡＬ
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第８０５号
岐阜市前一色２丁目13番５号
破産者　藤田　　博
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５７９号
静岡県沼津市多比１番地の38
破産者　有限会社イナバ
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５９５号
静岡県伊豆の国市大仁74番地の13
破産者　株式会社ＷＩＴ
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
三重県鈴鹿市白子駅前17番19号
破産者　株式会社サロンドミッチィ
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２２２８号
京都市上京区新町通中立売下る仕丁町329番地
破産者　有限会社浦山丘陽
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第５８５号
長崎県長崎市坂本３丁目９番７号
破産者　有限会社イーズ
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７５５号
茨城県常陸大宮市野口1399番地の１
破産者　株式会社吉井工務店
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１９９３号
愛知県津島市兼平町２丁目10番地　丸美ロイヤル津島Ⅲ1101号
破産者　伊藤　洋一
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１号
福岡市東区千早１丁目17番３号
破産者　博多木材工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５２６号
福岡市早良区有田８丁目18番12号
破産者　有限会社イング
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７０４号
東京都中央区新富１丁目５番５―202号
破産者　有限会社不二画廊
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４３６号
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷500番地３
破産者　株式会社永峯建設
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２４３号
長野県塩尻市大字広丘高出1711番地２
破産者　有限会社和成工業
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４４号
静岡県三島市御園494番地の４
破産者　有限会社レジェンドプロモーション
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
三重県鈴鹿市弓削町961番地の31、破産手続開始決定時住所三重県鈴鹿市阿古曽町15番15号
破産者　石井　秀樹
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６６号
京都市下京区朱雀分木町市有地京都市中央卸売市場内塩干魚部
破産者　協栄水産株式会社
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９３号
兵庫県姫路市土山５丁目６番33号
破産者　有限会社コーヨー興産
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９４号
兵庫県姫路市土山５丁目６番33号
破産者　コーヨー貿易ビジネス有限会社
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成１９年（フ）第５４１号
秋田市山王３丁目７番１号
破産者　株式会社瀧不動産
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５５号
秋田市寺内後城１番22号
破産者　有限会社星野組
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５６号
最後の住所秋田市外旭川字神田428番地
破産者　亡小野春彦相続財産
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部